

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年4月21日)

[件 名]

- 1 鳥取市長谷地内におけるPCB流出事案について
(水・大気環境課・循環型社会推進課)・・・別紙
- 2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区飲食施設及び売店)の指定管理候補者の
選定について (公園自然課)・・・1
- 3 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について (住宅政策課)・・・5

生活環境部

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の
指定管理候補者の選定について

平成22年4月21日
公園自然課

東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査の結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

候補者	所在地	代表者
財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 岡森 裕

2 審査結果（面接審査及び書類審査）

東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

(1) 総合評定

指定管理候補者として適当

※燕趙園との一体的な管理による運営の工夫と地域との協働や地域振興の視点・意欲が感じられることから総合的に適当と判断

(2) 評定点数

	配点	(財)鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	65	47.4
選定基準3	20	11.3
選定基準4	15	9.8
合計	100	68.6

※点数は委員6名の平均

(3) 応募者説明内容

<p><主な説明></p> <p>○飲食店について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理人は団体客への対応実績のある地元の方を雇用する予定であり、これまで、提供されていたメニューは地域での評判はよかった。 ・地元の食材、特産品を活かした和食中心のメニューを提供することとなるが、中華メニューも提供できるようにしたい。 ・東郷湖の特産しじみを活かしたメニューの開発や最近話題となっている牛骨ラーメンなどへも柔軟かつ意欲的に対応したい。 ・団体客に対応できるメニューを開発するほか、座席も区分するなど工夫して対応したい。 ・これまでは、経営者の違いで飲食施設との連携が取れていなかった面があったが、今後は、燕趙園・飲食施設・売店をセットにした展開が図れると考えており、燕趙園入園と飲食をセットにした取り組みも考えている。また、営業時間も団体客の行動に合わせ柔軟に対応したい。 ・梨記念館での喫茶提供などのノウハウも活かしたい。 ・現施設は規模が大きいので、地域の方々に食品加工施設として開放するなど有効活用が図れないか検討中である。 <p>○売店について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地域は梨や梅、イチゴ、長イモ、ピオーネなど農産物の宝庫である。これらの農産物の販売を地域の方々と連携して気軽利用していただけるような施設運営を行いたい。既に、地元の観光梨園は協力していただけることになっている。

(4) 審査項目に対する評価及び意見について

◇選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】	
○管理運営の基本的な考え方	・・・(適合する)
◇選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】	
①施設の運営・料金設定・サービスの提供	・・・(評価できる)
②施設設備の維持管理	・・・(評価できる)
③事故・緊急時の対応	・・・(評価できる)
④個人情報保護等への対応	・・・(評価できる)
⑥利用者等の要望の把握と対応方針	・・・(評価できる)
<p><委員からの主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体としては評価できる。 ・看板メニューや目玉料理がなく、インパクトに欠けている。メニュー等についてはさらに工夫が必要である。 ・集客へ向け、女性目線の店づくりが必要と感じる。 ・団体客への対応にやや不安を感じる。 ・地域との連携、地元産の農産物の提供等、地域振興への貢献の姿勢が感じられる。 	
◇選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】	
①収入の見積もり、考え方	・・・(やや評価できる)
②支出計画の見通し	・・・(やや評価できる)
<p><委員からの主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無駄な支出を抑えた計画となっており、評価できる。 ・全体的に大雑把な計画である。 	
◇選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】	
①法人等の財政基盤・経営基盤の安定	・・・(評価できる)
②組織及び職員の配置等	・・・(評価できる)
③関係法令に係る監督行政機関からの指導等状況	・・・(該当なし)
④法人等の社会的責任の遂行状況	
・障がい者雇用	・・・(適合)
・男女共同参画推進企業	・・・(認定済)
・ISO又はTEAS認証登録	・・・(未認証)

3 審査委員

委員名	経歴・役職等	備考
前 俊雄 (まえ としお)	財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援グループマネージャー	学識経験者
山根 里美 (やまね さとみ)	税理士	公認会計士又は税理士
河崎 妙子 (かわさき たえこ)	有限会社河崎妙子事務所 代表取締役社長 レストランプロデューサー	施設に関する有識者 (飲食業界の有識者)
山根 国広 (やまね くにひろ)	社団法人日本旅行業協会 中・四国支部鳥取県地区会会長	施設に関する有識者 (観光業界の有識者)
岸本 康子 (きしもと やすこ)	NPOエコママとっとり代表	施設に関する有識者 (消費者の代表)
法橋 誠 (ほつきょう まこと)	鳥取県生活環境部長	施設所管部局職員

4 指定管理期間

平成22年7月1日から平成26年3月31日まで（3年9ヶ月間）

※指定管理期間終了後は、燕趙園を含む引地地区公園との一体管理に移行する。

5 委託料の額

委託料なし

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開店時間・休業日

○開店時間

午前9時から午後5時まで

○休業日

燕趙園の休園日（12月～3月の毎月第4火曜日）を定休日とする。

(2) サービスの提供内容

○飲食提供メニュー

- ・地域の特産品（しじみなど）を使用した料理の提供
- ・鳥取県の食材を使用したメニューづくり
- ・団体観光客と地域の方向けの定食メニューの提供
- ・中華メニューを一部提供。

<メニュー>

日替わりランチ、丼物、麺類、中華単品メニュー、団体対応メニュー、地元特産品、地元食材等を使ったテイクアウト商品など

○料金設定

- ・仕入コストを抑え、観光客のみならず、地域の方にも利用しやすい安価な料金設定に努める。

○物販の内容

- ・地元及び鳥取県の特産品の販売
- ・中国民芸品、食品等の販売

(3) 集客促進のための取組み

○営業活動の強化

- ・営業担当者を配置し、集客促進に努める。
- ・燕趙園、レストラン、売店をセットにした企画の実施

○燕趙園の年間イベントと連携したイベントを検討する。

(4) 地域や関係機関との連携

○周辺地域、行政、他団体との連携強化

- ・燕趙園と一体になった運営の実施
- ・近隣観光地、地域団体との連携

(5) 経費節減、省エネルギー、省資源、資源の再利用の取組

○各種委託業務の複数年契約による運営コストの縮減

○環境負荷の低減を考慮したグリーン商品の購入を推進する。

○照明、空調、水道等の節約に努める

(参考資料)

選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設定目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の運営・料金設定・サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・提供メニュー等の内容、料金設定 ・集客促進の内容 ・県や周辺施設との連携 ②施設設備の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・管理運営業務の内容 ・外部委託の考え方 ・省エネルギー、資源の再利用等への取り組み ③事故・緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ④個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応 ⑤利用者等の要望の把握と対応方針	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①収入の見積もり、考え方 ②支出計画の見直し	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①法人等の財政基盤・経営基盤の安定 ②組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ④法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定 ・ISO 又は TEAS 認証登録 	15

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

主務課		工事名		工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
【変更分】 くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所 生活環境局)	県営住宅永江団地第二期住戸改善 工事(建築)	米子市 永江	(株)竹田工務店 代表取締役 竹田 昭生		(当初契約額) 166,202,400円	平成21年6月8日 ～ 平成22年3月15日	平成21年6月6日		
					(変更後契約額) 166,632,900円 (変更額) 430,500円	(変更後工期) 平成22年3月25日	(変更契約年月日) 平成21年12月25日	(第1回変更)	
						(変更後工期) 平成22年5月31日	(変更契約年月日) 平成22年3月25日	(第2回変更)	